

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高 島 市 長

|                   |                                   |  |
|-------------------|-----------------------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 高島市<br>252123                     |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 今津地域 柿部会・新田地区<br>( 北深清水、南深清水、新田 ) |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年10月2日<br>(第2回)                |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

- ・深清水の柿畑は、百瀬川の扇状地に位置し、水稻農家が富有柿等数種類の柿を生産している。
- ・柿畑の中にほかの果樹や野菜畑も点在しているが、保全管理地やすでに荒地となったところもある。
- ・農協での生産部会としての活動に加え、生産者グループが組織され、将来の農地利用について検討が始まっている。
- ・新田地区は開拓された畑地であるが、個人での利用が主で、高齢化や代替わりが進む中で利用されない農地が目立ってきていた。数年前から農業生産法人による再利用が進んできている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農地の荒廃を防ぐために、新たな作物としてオリーブ栽培が始まっている。
- ・特産品開発、地域との連携、観光利用なども検討されている。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 34.3 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 34.3 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | 2.3 ha  |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                      |
|------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                     |
| ・継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。    |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                     |
| ・担い手への農地集積・集約が進むように目標地図の見直しを進め、農地中間管理機構を通じた農地の貸借を行う。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                      |
| ・他地域等の取組を参考に、必要があれば適時検討する。                           |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                 |
| ・多用な経営体を募り、市及びJAと連携し、定着まで取り組んでいく。                    |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                  |
| ・JA等から情報提供を受け、必要があれば適時検討する。                          |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                    |                                      |                                  |                                   |                                          |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ⑤新品種や栽培方法を研究し、収益性の向上に努める。  
 ⑩目標地図と異なる利用を検討する場合は、随時組合内で対応を協議し、計画の変更を市に申し出る。